

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省道路局路政課	電話番号: 03-5253-8480	rosei@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年11月6日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【規制の目的】</b> 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電の導入拡大や津波からの一時的な避難場所の確保に資するとともに、道路構造の保全及び交通の安全の確保を図ることを目的とする。</p> <p><b>【規制の内容】</b> (1)太陽光発電設備及び風力発電設備(以下「太陽光発電設備等」という。)及び津波避難施設(津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物を想定。以下同じ。)の道路の占用許可対象物件への追加(規制の緩和) (2)太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用の場所の基準等の設定(規制の新設((1)の規制の緩和に伴うもの。))</p> <p><b>【規制の必要性】</b> (1)太陽光発電設備等について 太陽光発電設備等は現在のところ道路の占用許可対象物件として位置付けられておらず、道路区域内に設置することはできないが、再生可能エネルギー発電の導入の必要性及び民間事業者のニーズを踏まえると、太陽光発電設備等を道路区域内にも設置することが可能となるよう措置する必要がある。 この際、太陽光発電設備等を道路区域内に設置しても道路構造の保全及び交通の安全の確保が可能となるよう、占用の場所の基準等を設ける必要がある。 (2)津波避難施設について 津波避難施設は現在のところ道路の占用許可対象物件として位置付けられておらず、道路区域内に設置することはできないが、津波からの一時的な避難場所の確保の必要性及び地方公共団体等のニーズを踏まえると、道路の構造及び交通に支障が生じない範囲内で、津波避難施設を道路区域内に設置することが可能となるよう措置する必要がある。 この際、津波避難施設を道路区域内に設置しても道路構造の保全及び交通の安全の確保が可能となるよう、占用の場所の基準等を設ける必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p><b>【法令案等の名称】</b> ・道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案</p> <p><b>【関連条項】</b> ・道路法第32条第2項、道路法施行令第7条 ・道路法第33条第1項</p> <p><b>【内容】</b> 太陽光発電設備等及び津波避難施設を占用許可対象物件に追加するとともに、道路構造の保全及び交通の安全の確保を図るために必要な占用の場所の基準等を定める。</p>	
想定される代替案	なし		
規制の費用	<b>費用の要素</b>		
(遵守費用)	・太陽光発電設備等及び津波避難施設を設置することについて占用許可を申請する者に当該占用許可申請に要する費用が生じる。		
(行政費用)	・道路管理者に太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用に係る許可に要する費用が生じる。 ・国に太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用の場所の基準等の設定に要する費用が生じる。		
(その他の社会的費用)	・特になし		
規制の便益	<b>便益の要素</b>		
	<p>(1)太陽光発電設備等について 太陽光発電設備等を道路の占用許可対象物件へ追加することにより、民間事業者による道路区域内への太陽光発電設備等の設置が認められることとなり、再生可能エネルギー発電の導入の促進と道路構造の保全及び交通の安全の確保との調和が図られる。</p> <p>(2)津波避難施設について 津波避難施設等を道路の占用許可対象物件へ追加することにより、地方公共団体等による道路区域内への津波避難施設の設置が認められることとなり、地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通の安全の確保との調和が図られる。</p>		

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>太陽光発電設備等及び津波避難施設を占用許可対象物件として道路に設置しようとする者は、占用許可申請に要する費用を負担することとなるが、これらの者は、当該費用を負担することを加味しても太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路区域内に設置することについて利益を有するため占用許可申請をすることを考えられる。</p> <p>道路管理者は、占用に係る許可に要する費用を負担することとなるが、太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路の占用許可物件に追加することにより、占用許可申請の増加は見込まれるものの、その処理のために必要となる事務は現在既に道路の占用許可対象物件となっている他の物件に係る占用許可申請の処理の事務と大きく異なるものではない。</p> <p>国は、太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用の場所の基準等の設定に要する費用を負担することとなるが、占用の場所の基準等の設定・改定は頻繁に生じるものではないことから、発生する行政費用は限られる。</p> <p>以上のことから、太陽光発電設備等及び津波避難施設を道路の占用許可対象物件として追加することの便益はその費用を上回ると判断できる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○ 規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定) 「太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成30年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。 (道路法施行令第9条第2号において占用の期間は5年以内とされており、占用許可期間中における占用許可対象物件の安定性を阻害することのないよう、政策の導入後5年経過後の平成30年度とする。)</p>
<p>備考</p>	<p>特になし。</p>